

東京都税制調査会小委員会 個人住民税の現年課税化の在り方に関する分科会 経過報告

1. 検討事項

■ 個人住民税の現年課税化等の実現に向け、制度そのものの在り方や、デジタル技術等の活用等について検討

これまで政府税制調査会や総務省の検討会等で行われた検討を継承しつつ、マイナンバー法の施行、eLTAXの機能拡張、最新のデジタル技術等の動向も踏まえ、関連する諸課題について議論を深め、利害関係者の意見にも考慮したうえで、より具体的で実現可能性の高い課税方式の提示を目指す

2. スケジュール

令和4年度

令和5年度

令和6年度

第1回

R4.12

第2回

R5.3

★
本日

小委員会へ経過報告

第3回

R5.12~R6.1

第4回

R6.2~3

① 個人住民税の現年課税化を実現する具体的な課税方式について議論

- ・令和3年度委託調査（海外の課税制度）
- ・総務省提案
- ・外部有識者提案

② ①の議論を踏まえ、事務局において、区市町村・特別徴収義務者・総務省等へのヒアリング、必要事項の調査

③ ヒアリングの結果報告及び解決の方向性を議論

④ 分科会としてのとりまとめ

小委員会へ報告

3. 構成員

(都税調委員)

- ・諸富小委員長
- ・石井委員
- ・鴨田委員

(外部講師として、随時招へい)

- ・前 地方税共同機構理事長 加藤隆氏
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング
(令和3年度委託調査報告担当事業者)
- ・区市町村担当者 他

4. 会議の運営

- ・非公開
- ・分科会報告書は令和6年度の小委員会に報告
- ・関係部署の参加（課税部・徴収部）

■ 総務省「個人住民税検討会」が提案した各課税方式に関する議論

- ・ 総務省「個人住民税検討会」では、現年課税を導入する場合の具体的な方式案として、**所得税方式**（案1）（案1'）及び**市町村精算方式**（案2）（案2'）を提示しており、各案に対して、本分科会においても検討を行った。

		源泉徴収	年末調整		納税義務者の市町村への申告
			各種控除	独自事項	
所得税方式（案1）	所得税と同様、特別徴収義務者が個人住民税についても源泉徴収と年末調整を行うもの	特別徴収義務者	特別徴収義務者		なし
所得税方式（案1'）	所得税方式（案1）をベースとしつつ、年末調整のうち、住民税課税団体ごとの独自事項については、納税者が区市町村に申告して精算を行うもの	特別徴収義務者	特別徴収義務者	市町村	あり
市町村精算方式（案2）	特別徴収義務者が個人住民税についても源泉徴収を行うが、年末調整は、納税者が区市町村に申告して精算を行うもの	特別徴収義務者	市町村		あり
市町村精算方式（案2'）	市町村精算方式（案2）をベースとしつつ、納税者からの申告を必要とせず、特別徴収義務者からの給与支払報告書等の情報に基づき精算を行うもの	特別徴収義務者	市町村		なし

注 地方財務協会編『地方税』（令和二年七月号 第七十一巻 第七号）市町村税課 丹治花子「個人住民税の現年課税化について」（2020年7月）から作成

・ 所得税方式（案1・案1'）に対するご意見

- ・ 所得税方式では**特別徴収義務者にとってはメリットが少ない**。
- ・ マイナポータルとの連携が実現し、**自動的に計算ができるシステムが構築**できれば、所得税方式（案1）を採用したとしても、**特別徴収義務者の負担感を増加させずに済む**のではないかと。

・ 市町村精算方式（案2・案2'）に対するご意見

- ・ 市町村精算方式では、**市町村が精算業務を担うため、負担感**がある、また、振り込み手数料の負担についても、どう整理するか。
- ・ 市町村が、納税者の口座情報を把握する必要があるが、国民の理解を得られるだろうか。
 - ⇒（還付が多いのであれば、）理解を得られるかもしれない。

外部有識者提案に関する議論

■ 外部有識者が提案した課税方式に関する議論

- 外部有識者をお招きし、現年課税を導入する場合の具体的な方式案として、**総務省検討会以外の案**についてご提案いただいたのち、当該案に対して、本分科会においても検討を行った。

	源泉徴収	年末調整		納税義務者の市町村への申告
		各種控除	独自事項	
総務省検討会以外の方式（案3）	特別徴収義務者が個人住民税についても源泉徴収を行うが、 年末調整に相当する事務は廃止し、確定申告に一本化するもの。 納税者・特別徴収義務者・区市町村の間に 共通システムが介在し、精算を行う。	特別徴収義務者	—	あり

・ 総務省検討会以外の方式（案3）に対するご意見等

- 電子的に**確定申告することがあらゆる人に課せられる**前提の提案ということか。
→現在、所得税の確定申告をしている方は、個人住民税は別途申告不要のため、移行後も負担は変わらない。
現在、住民税のみを確定申告している方は、税額が発生しない方が多く、個人住民税が非課税であることの証明や手続をするために申告をしている。現状も窓口に行き、職員に聞きながら提出している方が多い。
現在、**年末調整で納税が完結している方は、申告こそしていないものの、勤務先に扶養や保険料控除の書類を紙で提出している。**
同程度の情報があれば、確定申告できてしまう仕組みを作れば、それほど負担は増えないのではないか。

■ 個人住民税の現年課税化に当たっての議論

- 個人住民税の現年課税化を実現するに当たって、「課税地を特定するための基準日」、「納税者住所地の把握」等を論点として設定し、議論を行った。